

政令第 号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）の一部の施行に伴い、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十六条の五第一項及び第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（登録の有効期間）

第七条の二 法第九十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

「六 有効期間が五月を超え六月以内

表第七号中

「六 有効期間が五月を超え六月以

内の許可証 一万二千三百円」

を

の許可証 一万二千三百円

七 有効期間が六月を超え七月以内

の許可証 一万四千三百円

八 有効期間が七月を超え八月以内

の許可証 一万六千四百円

九 有効期間が八月を超え九月以内

の許可証 一万八千四百円

に改める。

十 有効期間が九月を超え十月以内

の許可証 二万五百円

十一 有効期間が十月を超え十一月

以内の許可証 二万二千五百円

十二 有効期間が十一月を超え一年

以内の許可証 二万四千六百円」

附 則

この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

理 由

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、登録情報処理機関の登録の有効期間を定める等の必要があるからである。